

ご契約のてびき

〈2019年8月改定版〉

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
- ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問い合わせください。
- なお、ご加入後にご契約内容となる重要な事項を記載した「ご契約のしょり・契約規定」をお送りしますので、必ず内容をご確認ください。

《契約概要》

《契約概要》は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

① ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。

ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または当会が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

② 被共済者(加入者)になることができる方

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ①契約者ご本人
- ②契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
- ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について

契約のプラン・タイプによって異なります。下記の表をご覧ください。

プラン名	タイプ名	新規加入年齢
終身生命プラン	基本タイプ	終身払：満0歳～満70歳 短期払：満0歳～満65歳 一時払：満0歳～満70歳
	介護タイプ	
定期生命プラン		満0歳～満70歳

③ 共済商品について

事業規約と共済商品名称	
せいめい共済	
終身生命共済	個人長期生命共済
終身生命プラン ・基本タイプ ・介護タイプ	定期生命プラン

終身生命プラン

「終身生命プラン」は生涯続く遺族保障です。
シンプルな遺族保障「基本タイプ」と介護保障を組み合わせた「介護タイプ」をご用意。

定期生命プラン

「定期生命プラン」は、定期的に見直しができる遺族保障です。
「終身生命プラン」と組み合わせて保障をさらに手厚くしたり、満期金をつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

④ 共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

プラン名	共済期間(契約期間)	掛金払込期間
終身生命プラン	終身 ※[災害特約、災害死亡特約]については、加入者の年齢が満80歳となった日の直後に到来する発効日の年応当日の前日までとなります。	終身払 ^{*1} :終身 短期払 ^{*2} :基本契約の掛金は、5年から40年までの範囲で、かつ70歳までに払い込みを終えていただきます。
定期生命プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、11年～25年の共済期間(契約期間)(満80歳契約満了を限度)とすることもできます。	共済期間(契約期間)と同じです。

*1 終身払とは掛け金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

*2 短期払とは掛け金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。

■ 終身生命プラン 短期払

①掛金払込期間を加入者の年齢で指定していただく場合(年齢満了契約)

払込満了年齢	満50歳	満55歳	満56歳	～(1歳刻み)～	満64歳	満65歳	満70歳
加入年齢	満10歳～満45歳	満15歳～満50歳	満16歳～満51歳		満24歳～満59歳	満25歳～満60歳	満30歳～満65歳

②掛金払込期間を年数で指定していただく場合(期間満了契約)

掛金払込期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
加入年齢	満0歳～満65歳	満0歳～満60歳	満0歳～満55歳	満0歳～満50歳	満0歳～満45歳	満0歳～満40歳	満0歳～満35歳	満0歳～満30歳

③災害特約、災害死亡特約の掛け金払い込みについて

上記の掛け金払込期間中は、基本契約の掛け金と一緒に払いでいただきます。

払込満了から満80歳までの共済期間(契約期間)の掛け金は、払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます(当会所定の利率で割り引きます)。

⑤ 一部のご職業について(加入限度について)

(1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

(2) 加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。

後記の「⑥契約できる共済金額の限度について」をご参考ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官（防衛大学校生を含みます）
C	・ハイヤー、タクシー運転手

⑥ 契約できる共済金額の限度について

死亡に関する共済金額の限度

せいめい共済 終身生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満14歳	500万円	500万円
満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
満61歳～満70歳	500万円	500万円

なお、共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方は、死亡共済金額（基本契約）と災害特約、災害死亡特約の共済金額の限度は次のようにになります。

〈共済金額を制限する職業に従事されている方〉

前記の「⑤一部のご職業について(加入限度について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円	
C	満61歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	
	満15歳～満60歳	2,000万円	

〈重度障がい状態の方〉

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満70歳	200万円	200万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廢された状態など、当会所定の重度の身体障がいをいいます（以下同じです）。

せいめい共済 定期生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約	満期共済金
満0歳～満14歳	500万円	500万円	死亡共済金額と同額内で
満15歳～満60歳	3,000万円	3,000万円	500万円まで
満61歳～満70歳	500万円	500万円	

〈共済金額を制限する職業に従事されている方〉

前記の「⑤一部のご職業について(加入限度について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
B	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	1,500万円	
C	満61歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	
	満15歳～満60歳	1,500万円	

〈重度障がい状態の場合〉

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額 (基本契約)	災害特約、 災害死亡特約
満0歳～満14歳	200万円	200万円
満15歳～満70歳	500万円	500万円

※満期金について

共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

【ご注意】

①災害特約は終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプを合計して加入者1人につき2,000万円を限度とします。

災害特約の共済金額は、2,000万円までです。2,000万円を超える部分は、災害死亡特約が付帯されます。

災害特約のみ、または災害死亡特約のみの付帯も可能です。

②CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

③その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

⑦ 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減することができます。

⑧ 掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。

詳しくは、ホームページでご確認いただくか当会までお問い合わせください。

⑨ 掛金の払込方法と払込場所について

- 掛金の払込方法は、月払・半年払・年払・一時払があります。
- ※口座振替扱をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。
- ※同一の指定口座から2件以上の当会の契約（マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等）の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。
- ※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

⑩ 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象となります）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

⑪ 共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。
- ①契約者の配偶者
②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）
③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) 契約者は、加入者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (7) (4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

⑫ 共済金のご請求について

- (1) 支払事由が発生した場合は、速やかにその状況や程度について当会へ連絡してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へ連絡してください。
必要書類一式を送付しますので、共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。
- (2) 共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。
- ※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

⑬ 定期生命プランの更新について

- (1) 満期となる時点で特に申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額（掛金一律型の満期金部分を除きます）で更新いたします（更新日は満期日の翌日です）。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません（一時払契約を除きます）。ただし、以下の点にご注意ください。
- ①掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
- ②共済期間（契約期間）は満期となる契約と同じ期間となります
が、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間（契約期間）で更新することができます。その他の共済期間（契約期間）での更新を希望される場合はお申し出ください。
- (2) (1)にかかわらず更新契約の掛金額・保障内容等（共済金をお支払いする場合（支払事由）および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項）は、更新日時点の契約規定にもとづきます。
- (3) (1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
- ①加入者が医学的な観点からみて不必要な治療を繰り返しているとき
②加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
③加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
④契約者、加入者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金（いかなる名称であるかを問わないものとします）を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
⑤その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき
- ※終身生命プランは共済期間（契約期間）が終身であるため契約の更新はありません。

⑭ 共済金のお支払いについて

⇒P4「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

共済金のお支払いについて

加入者が契約期間中に支払事由に該当した場合

以下は共済金のお支払いについての概要です。詳しくは、加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。また、ご不明の点

<終身生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本 タイプ 基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		・死亡共済金 契約期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき
介護 タイプ 基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金 および 介護一時金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき ③介護一時金 要介護状態になったとき	死亡・重度障害共済金額、 介護一時金額		・死亡共済金 契約期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ・介護一時金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中にいつのいずれかに該当する要介護状態になったとき ①公的要介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限ります。)を受けたとき ②寝たきりにより「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日において引き続 き要介護状態のとき ③認知症により「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して3ヵ月後の応当日において引き続 き要介護状態のとき ※「要介護状態の範囲」は、当会が定める基準によります。また、「要介護状態となった日」は、要介護状態であることを医師が診断した日 とします。
災害特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して支払います。	同一の不慮の事故等による災害死亡共済金および障害共済金は通算して災害特約共済金額を限度とする	・災害死亡共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に死亡したとき ・障害共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%～90% (障がいの程度に応じて定める当会所定の支払割合)		契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に所定の身体障がいの状態になったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日または身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。
災害死亡 特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して支払います。		・災害死亡共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に死亡したとき ・障害共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

に共済金を支払います。

は当会にお問い合わせください。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

<定期生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		・死亡共済金 契約期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき
災害特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して支払います。		・災害死亡共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に死亡したとき ・障害共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%～90% (障がいの程度に応じて定める当会所定の支払割合)		契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に所定の身体障がいの状態になったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日または身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。
災害死亡 特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して支払います。		・災害死亡共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に死亡したとき ・障害共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。

ただし、疾病または体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みに際して特に注意していただきたい事項を記載しています。

① クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へ連絡してください。

詳しくは当会までお問い合わせください。

② 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

①当会窓口：当会の窓口受付日 ②金融機関窓口：金融機関の窓口受付日 ③郵送：消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

(4) 健康診断書の提出が必要な場合

次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。

ア) 満66歳以上の方

イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき

ウ) 過去2年以内に当会の事業規約「終身生命共済」「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その死亡共済金および重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

[ご提出いただく健康診断書の種類]

次のいずれかのコピーを提出してください。

ア) 勤務先の定期健康診断書 イ) 基本・特定健康診査結果表 ウ) 人間ドック成績表

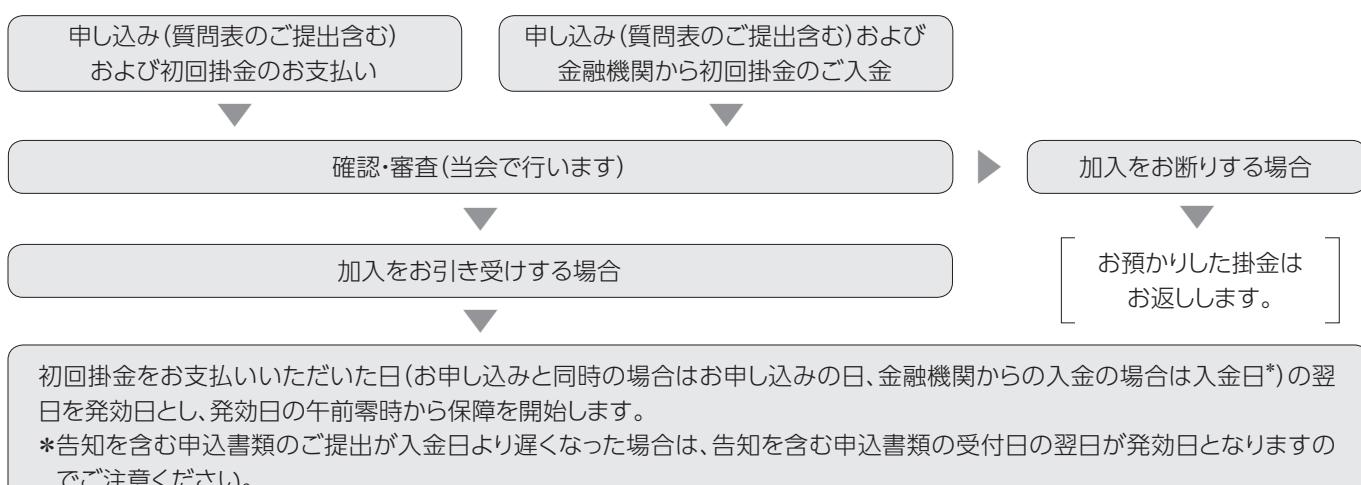
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが必要です。お手元にない場合は、当会にお問い合わせください。

③ 契約の成立と効力の発生について

当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1) 初回掛金を申し込むと同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

(2) 初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等

当会窓口または郵送で申し込み(質問表のご提出含む)

確認・審査(当会で行います)

加入をお断りする場合

加入をお引き受けする場合
(初回掛金をご指定の口座より振り替えます)

当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。受付日(消印日)の翌々月1日が発効日となり、その日から保障が開始します。

※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

④ 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

●2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。

(1)発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

(2)発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効応当日の午前零時

●失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

⑤ 解約と解約返戻金について

(1)契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。

(2)契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

(3)終身生命プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した商品です。

⑥ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは当会までお問い合わせください。

⑦ 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者((5)は加入者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

(1)契約者または加入者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)

(2)契約者の住所を変更したとき

(3)続柄が変更となったとき

(4)海外に長期滞在することになったとき

(5)契約者が死亡されたとき

⑧ 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

1.すべての共済金

- (1)加入者の犯罪行為
- (2)加入者・契約者・共済金受取人の故意
- (3)契約が解除された場合
- (4)契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など

2.死亡・重度障がいを原因とする共済金

- (1)発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為
- (2)発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

3.不慮の事故を原因とする共済金

- (1)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失
- (2)加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故
- (3)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故
- (4)原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など

4.介護に関する共済金

- (1)発効日から1年以内の自殺行為
- (2)加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失
- (3)加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病
- (4)無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 など

後記については、共済金は重複して支払いません。

- (1)重度障害共済金と死亡共済金
- (2)障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金
- (3)介護一時金と死亡共済金・重度障害共済金

⑨ 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返しいただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

⑩ 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2) 加入者が発効日または更新日にP1契約概要「**②被共済者(加入者)**になることができる方」の範囲外であったとき
- (3) 契約のお申し込みに際し、加入者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- (6) 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

⑪ 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当会の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは当会までお問い合わせください。

⑫ 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
 - *1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - *2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4) 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6) 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

⑬ 加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めるることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

14 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限ります)
- (3)加入者が所定の要介護状態になったとき(終身生命プラン介護タイプの場合。介護一時金が支払われた場合に限ります)

15 掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である契約」となりますのでご注意ください。

*内縁関係にある方は対象となりません。

16 お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

●所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

●医療機関等について

当会は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

●再共済(再保険)について

当会は、再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することができます。

●契約等の情報交換について

当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することができます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ (<https://www.zenrosai.coop>) をご参照ください。

■ 納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

■ 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

■ 信用リスクに関する事項

こくみん共済 coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

■ 組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日（90日前）までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

■ 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「お客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。

■ お客様相談室

【専用フリーダイヤル】 0120-603-180 【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
【ホームページ】 <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

【電話】 03-5368-5757 【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
※ただし、自動車事故の賠償にかかるものは取り扱っておりません。